

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年5月27日～2021年6月2日)

令和3年(2021年)6月4日

H E A D L I N E S									
<p><b>政治</b></p> <p>欧州復興基金の批准法案の上院可決及びドゥダ大統領による批准                      ラウ外相のEU外相非公式会合(ギムニツヒ)への出席                      ドゥダ大統領とズラビシヴィリ・ジョージア大統領との会談                      Dragon 21 演習準備                      ラウ外相と王毅中国外相との電話会談                      ポーランド・スペイン政府間協議の実施                      ポーランドにおけるCOVID証明書の発行開始                      ラウ外相のNATO外相会合への出席</p>									
<p><b>治安等</b></p> <p>警察がムスリム女性からの通報を拒否したという報道                      クラクフ行きライアンエア航空機がベルリンに緊急着陸                      改正道路交通法の発効により一部交通ルールが変更                      スパイ容疑で逮捕された中国情報機関協力者の裁判が開始</p>									
<p><b>経済</b></p> <p>ムジチュカ国家政策投資銀行(BGK)総裁の三海域イニシアティブ投資基金に関する発言                      ポーランドの経済見通し                      5月の購買担当者景気指数(PMI)                      ウッチ市、中・東欧地域で最もビジネス環境が整っている都市に選定                      2021年のポーランド航空は回復するも厳しいという指摘                      競争・消費者保護庁、起亚自動車(Kia)等を捜査                      10月までに議会で陸上風力発電所の10Hルールを改正                      炭鉱労働組合、政府との社会協定に署名                      太陽光発電設備の急増</p>									
<p><b>大使館からのお知らせ</b></p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意                      欧州でのテロ等に対する注意喚起                      「たびレジ」への登録のお願い                      新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起                      マイナンバーカード取得のお願い                      年金受給者の現況届提出について                      大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ)                      文化行事・大使館関連行事</p>									
<p>在ポーランド日本国大使館                      ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p>									

お問い合わせ先は大使館領事部 電話22 696 5005 又は 22 696 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。  
 お願い3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。

## 政 治

## 内 政

欧州復興基金の批准法案の上院可決及びドゥダ大統領による批准【5月27日及び31日】

27日、上院は、欧州復興基金の創設を可能とする、EUの独自財源制度に関するEUの決定を批准する法案の投票を行い、賛成98票、棄権2票で同法案を可決

した。

31日、ドゥダ大統領は、同法案を批准した。なお、ポーランドによる同法案の批准は、EU加盟国の中で最後であった。

## 外交・安全保障

ラウ外相のEU外相非公式会合(ギムニツヒ)への出席【5月26日及び27日】

5月27日、ラウ外相は、ポルトガル・リスボンで開催されたEU外相非公式会合(ギムニツヒ)に出席し、EU東方近隣地域の問題、EU・アフリカ関係、インド太平洋におけるEU戦略について議論した。また、EU外相は、サファディ・ヨルダン外相とも会談した。ラウ外相は、EU東側近隣における未解決紛争は、近隣諸国の独立と欧州への願望に反対するロシアの行動によるものであると強調し、安全保障分野の改革、サイバー・セキュリティ・インフラの構築、パートナー国の軍隊の相互運用性について、EUの支援を強化するよう求めた。また、同外相は、経済成長、新技術、イノベーションの重要な拠点の一つとなりつつあるインド太平洋地域に対するEU戦略の策定作業に対する支持を表明した。同外相は、EUが関与する目的について、第一に透明性ある国際的な規範と基準を促進することであると指摘した。また、同外相は、EUの連結性向上のための政策と米国や日本の同様の取組みとの調整を含む緊密なトランスアトランティック協力がEU戦略の重要な要素であると強調し、この文脈における三海域イニシアティブ(3SI)の可能性を指摘した。

ドゥダ大統領とズラビシヴィリ・ジョージア大統領との会談【5月28日】

5月28日、ジョージアを訪問中のドゥダ大統領がズラビシヴィリ・ジョージア大統領と会談した。同会談後に行われた共同記者会見において、ドゥダ大統領は、ジョージアにおけるEUモニタリングミッションの強化をEU理事会に提言するようモラヴィエツキ首相と協議すると述べた。一方、ズラビシヴィリ大統領は、ポーランドが来年、OSCE議長国としてロシアの国際法に反する行為を問題として取り上げると指摘した。また、NATOのジョージアに対するオープン・ドア政策を心強い支えとしていることに触れつつ、ドゥダ大統領に対して、6月14日に予定されているNATO首脳会議において、ジョージアの置かれている真の状況を伝えるよう要請した。

Dragon 21 演習準備【5月29日】

ポーランド軍が行う大規模演習 Dragon 21(6月2日～18日)に合わせ、シエドルツェ(Siedlce)に所在する第18機械化師団の重装備品及び兵士の輸送が開始されている。ポドラスキエ、マゾヴィエツキエ、ルベルスキエ及びポドカルパツキエの各県を輸送車両が往来しており、キャタピラ式の車両については、鉄道により演習地域に輸送されている。同演習に参加する部隊は、第18機械化師団のほか、ポーランド東部に所在する第16機械化師団も参加し、ポーランドの陸・海・空域及びサイバー空間を使用して演習が行われる。また、それぞれのシナリオに基づいて、デンバ演習場、オジェシュ演習場及びその空域、並びに南部バルト海域で同演習が行われる。演習全体には9,400名のポーランド軍兵士と800ユニットの装備品が参加するほか、500名の領域防衛軍兵士と一部のNATO軍兵士も参加が予定されている。今年、ポーランド軍全般司令部は、131件の軍事演習(参加兵士規模、合計65,000名)を計画している。

ラウ外相と王毅中国外相との電話会談【5月29日】

5月29日、中国を訪問したラウ外相は、王毅中国外相と会談し、二国間関係、「17+1」の将来、EU・中国の協力の見通しなどについて議論した。また、両外相は、世界情勢における緊張の原因や収束(convergence)可能な分野について見解を含め、両国にとって戦略的に重要な問題の意見交換を行った。さらに、両外相は、中国・ポーランド政府間委員会の第3回会合を2021年下半年に開催することを確認した。両外相は、「17+1」が、必要な調整が行われた後、欧州と中国の協力の重要な柱となるべきという見解で一致した。ラウ外相は、「17+1」に対するポーランドの評価を共有したほか、ポーランドは、1989年以降の世界秩序の発展の恩恵を受けた国の一つとして、平和的な国際協力のための条件を作り、維持するために同盟国やパートナーと協力していくことを宣言した。

ポーランド・スペイン政府間協議の実施【5月31日】

5月31日、モラヴィエツキ首相及びラウ外相ら閣僚は、スペインのアルカラ・デ・エナレスで行われた

ポーランド・スペイン政府間協議に出席した。同協議では、二国間関係、東方パートナーシップの現状、EUの南方近隣諸国の状況、三海域イニシアティブ(3SI)の展望、EUとラテンアメリカ諸国との関係等について議論された。モラヴィエツキ首相は、水素やクラウドコンピューティングといった分野で、スペインとEUにおいて緊密に協力していく必要性を強調した。協議後、ラウ外相とゴンザレス・スペイン外相は、両国外務省間の協力、外交アカデミー間の協力、サイバーセキュリティ分野での協力、文化・教育・科学分野での協力プログラムの採択に関する議定書といった4つの合意文書に署名した。また、両政府は、新中央空港(CPK)事業に関する協力に関する覚書にも署名した。

#### ポーランドにおけるCOVID証明書の発行開始【6月1日】

6月1日、ポーランド政府は、EUのCOVID証明書のポーランド国内での発行と同証明書のEUのITシステムへの接続を決定した。同証明書は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックにおいて、EU内での安全で自由な移動を促進するために、欧州委員会が4月に提案したものであり、全EU加盟国は、7月1日に同証明書を導入する予定である(ただし、6週間の移行期間あり)。COVID証明書は、専用のアプリケーションまたは紙媒体で入手でき、国民ごとに生成されたQRコードが含まれる。同証明書では、対象者がワクチン接種を受けている

こと、最近の検査結果が陰性であること、または感染から回復したことを証明する。ポーランド保健省と国民健康基金が運営するウェブサイト(patient.gov.pl)によると、6月1日現在、同証明書はインターネット上の患者アカウントで生成することができる。必要なワクチン接種を済ませた同証明書所有者は、検査や隔離などの渡航関連制限が免除される。同証明書は、EU加盟国、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインの全ての国で有効となる見込みである。

#### ラウ外相のNATO外相会合への出席【6月1日】

6月1日、ラウ外相は、ビデオ会合形式で開催されたNATO外相会合に出席した。外相らは、NATOの将来についての戦略的文書である「NATO2030」策定プロセスを評価し、NATOの政治的・軍事的適応の方向性とロシアや中国、サイバーやハイブリッドなどの安全保障に対する現在の脅威と課題について議論した。また、外相らは、NATOによるアフガニスタンへの継続的な支援についても言及した。ラウ外相は、ポーランドにとって、安全保障上の利益を共有するトランスアトランティック・コミュニティを深化させ、集団的自衛権の分野でNATOが果たす役割を強化することが非常に重要であると強調しました。また、同外相は、ベラルーシ・ミンスクで起きたライアンエア機の強制着陸事案に言及し、同国当局の行動が欧州の安全保障とロシア・ベラルーシ間の協力関係に与える影響について指摘した。

## 治 安 等

#### 警察がムスリム女性からの通報を拒否したという報道【5月28日】

ウッチ市中心部において、ムスリム女性がポーランド人男性の集団に襲われ、でん部を叩かれたり、ビールをかけられたりした上、人種差別的な侮辱を受けるという事件が発生した。報道によると、同女性は英語で警察に通報したが、警察は英語を話せないことを理由に救援を拒否し、パトロールが来るのを待つか、最寄りの警察署に行くことを勧めたという。ウッチ警察は、外国人2名が事件現場付近の警察署に現れ、事件の内容を説明したが、いつどこで発生したのかなどの説明はなかったと述べた。また、多くの警察官はポーランド語以外でのコミュニケーションを取れるが、犯罪に関する複雑な単語については基礎レベルを超えた知識が求められるなどと指摘した。

#### クラクフ行きライアンエア航空機がベルリンに緊急着陸【5月30日】

アイルランド・ダブリン発クラクフ行きのライアンエア航空機が、爆発物を搭載している危険があるとして、独ベルリン・ブランデンブルク空港に緊急着陸し、

乗客約160名は30日8時頃から明朝まで同空港での待機を余儀なくされた。その間、機内及び荷物の検査が行われたが、危険物は発見されなかった。31日午前4時前に、乗客は代替機でベルリンを出発した。なお、2020年7月、ダブリン-クラクフ間を飛行中のライアンエア機が爆弾予告の通知を受けてロンドンに緊急着陸するという事案が発生したが、同事案においても爆発物は発見されなかった。

#### 改正道路交通法の発効により一部交通ルールが変更【6月1日】

当地の改正道路交通法が発効し、自動車の運転や道路の横断などに関する交通ルールが一部変更された。車両が横断歩道に進入する際、運転手は、横断歩道を横断中の歩行者だけでなく、これから横断歩道を横断しようとしている歩行者に対しても、進路を優先させなければならなくなる。また、歩行者についても、携帯機器を使用しながらの道路横断が禁止される。さらに、市街地における車両の制限速度が、昼夜問わず時速50kmに統一されたほか、自動車専用道路などにおける車間距離が設定され、今後、走行速度の数値を半減した距離(メートル)を取るこ



とが求められる(例えば、時速100kmで走行している時は50メートル、時速120kmで走行している時は60メートル)。

**スパイ容疑で逮捕された中国情報機関協力者の裁判が開始【6月1日】**

2019年1月にスパイ容疑で逮捕された王偉晶(中国人、元華為技術社員)及びピョートル・D(ポー

ランド人、元公安庁職員)の裁判が行われた。本裁判の開廷に当たり、検察側は、極めて機微な事案であることや国家安全保障に脅威を与える情報が開示されるリスク、海外情報機関が監視している可能性に言及し、非公開での審理を要請した。弁護側及び王偉晶も非公開での審理に賛成したので、本裁判は非公開で開催されることになった。

経 済

経済政策

**ムジチュカ国家政策投資銀行(BGK)総裁の三海域イニシアティブ投資基金に関する発言【6月1日】**

ムジチュカ国家政策投資銀行(BGK)総裁は、三海域イニシアティブ投資基金(3SIIF)に関し、投資アドバイザーとの連携により、コロナ禍においても140以上の案件が形成され、現在分析が進められているが、既に3件の事業を開始したと述べた(注:これまでに、ポーランドの機関車リース会社 Cargounit 社、エストニアのデータ・センター・プラットフォーム Greenergy Data Centers、及びオーストリアの再生可能エネルギー会社 Enery 社への投資を決定済み)。

同総裁は、3SIIFが焦点を当てるエネルギー、輸送、デジタル化の3分野において、西欧と同水準に追いつくためには6,000億ユーロ以上が必要で、中・東欧諸国に割り当てられた資金は不十分であり、3SIIFだけでは全ての需要を補てんすることは不可能であると指摘した。このため、これらの需要を満たすため、3SIIF、EU基金、メンバー国の国内予算などを活用していく必要があるとした上で、三海域イニシアティブ(3SI)事業の完成は、当該地域の開発を加速し、EU全体にポジティブな効果をもたらすと確信していると述べた。

マクロ経済動向・統計

**ポーランドの経済見通し【5月31日～6月1日】**

経済協力開発機構(OECD)は、最新の報告書において、ポーランドのGDP成長率が2021年に3.7%、2022年に4.7%、財政赤字の対GDP比が各年6.7%、3.7%になるとの見通しを示した。OECDは、ポーランドにおけるワクチン接種の進展により制限措置の緩和が進み、個人消費が回復すると見ている。労働市場は底堅さを維持し、消費及び投資の伸び、欧州復興基金からの支援等により、2022年には経済成長が加速すると予測した。また、ポーランド経済研究所(PIE)は、GDP成長率について、2021年は4.4%、2022年は4.2%に達すると予測する。

特に、今後数年間は、外需と輸出がGDP成長で特に重要な役割を果たすと指摘した。

**5月の購買担当者景気指数(PMI)【6月1日】**

IHS Markitによると、5月の購買担当者景気指数(PMI)は、57.2ポイントと前月の53.7ポイントから大きく上昇した。これは、2004年4月に記録した56.8ポイントを上回っており、ポーランドの産業部門の状況が大きく改善していることを示している。全ての指標がポジティブな傾向を見せており、特に新規受注の伸びの寄与度が高かった。

ポーランド産業動向

**ウッチ市、中・東欧地域で最もビジネス環境が整っている都市に選定【5月27日】**

Emerging Europe が発表した「Business-Friendly Perception Index 2021」において、ウッチ市が中・東欧地域で最もビジネス環境が整っている都市に選定された。人口20万人以上の中・東欧地域の100都市が審査対象となり、同市は首都以外で初めて1位に選ばれた。審査は、ブランド、経済の潜在性、ビジネス環境、人材プール、スマート・シティ開発、インフラ及び連結性、生活の質、地方政府の支援の8つのカテゴリーで検討された。また、同市は、ビジネス環境と地方政府の支援の2つのカテゴリーで最高の評価を得た。

**2021年のポーランド航空は回復するも厳しいという指摘【5月31日】**

2025年には搭乗者が2019年相当に戻るという航空業界の見込みについて、欧州航空航法安全機構(Eurocontrol)は最新の予測で悲観的とみている。2021年第1四半期にワルシャワ・ショパン空港では搭乗者が86万人であったが、これは2019年1～4月の搭乗者数の17%である。ポーランド航空(LOT)CEOは、2021年は会社にとって難しい1年となるが、搭乗者が300万人であっても2020年よりは良い結果となると指摘した(2019年は1050万人)。LOTは、2026年までに18億ズロチの融資及び11

億ズロチの国有財産省による資本金を含む、29億ズロチの公的援助なしでは生き残ることはできないと明らかにしている。

### 競争・消費者保護庁、起亜自動車(Kia)等を捜査【6月1日】

競争・消費者保護庁(UOKiK)は、市場分割や価格・入札談合に関する違法な合意を含む競争制限協定を締結した疑いがあるとして、Kia Polska 本社及び同社に協力するディーラーに対して、警察と協力して捜査を実施した。収集された資料により独占禁止法違反が立証された場合、企業の売上高の10%以下の罰金が適応される。

### 10月までに議会で陸上風力発電所の10Hルールを改正【6月2日】

コルネツカ開発・労働・技術次官によると、風力エネルギー開発推進に関する改正法案が9～10月に国会へ提出される予定であるという。本改正案は閣議で承認されなければならないが、複数の与党議員は、本改正案は「法と正義」(PiS)自らの計画と選挙前公約との矛盾を意味すると非公式に指摘しており、

承認を得るのは難しいという見方もある。本改正案について、同次官は、政府内で激しい議論が予想されると述べている一方、2040年に向けたエネルギー政策(PEP 2040)で設定された目標を陸上風力発電なしで達成することはできないため、改正案の同意は得ることができると考えていると強調した。

本改正により、投資家は従来よりも建物の近くに風車を建設することができるようになる。2016年の法律では、風車と民家との間隔を風車の高さの10倍以上にするという、いわゆる「10Hルール」が導入されたが、実際には新たな開発の障害となっていた。新たな規制の下では、同ルールは維持されるが、特例として自治体が風車の位置を決定することができる(ただし、その場合でも、建物間における500m以上の間隔が必要)。ポーランド風力発電協会によると、投資家は規制変更後から2030年までに追加で6～10GWまで陸上発電能力を向上させる準備をしている。「10Hルール」導入前に建設された風力発電所により、2020年末に国内の風力発電能力は6GW以上に達しており、昨年、風力発電はポーランドの電力の9%を占めていた。

## エネルギー・環境

### 炭鉱労働組合、政府との社会協定に署名【5月28日】

政府と炭鉱労働組合の代表は、2021年から2049年までの段階的な炭鉱の閉鎖に関する社会協定に署名した。閉鎖されるPGG、Tauron Wydobycie、Węgłoks Krajの炭鉱で約83,000人、73の自治体で活動する鉱山関連企業で41万人の従業員が働いている。協定の主な内容は、シレジア地方変革のための特別基金の設立、雇用保障、今後3年間の賃上げ、解雇される鉱山労働者への社会的保護パッケージとなっている。一方、労働組合の代表者らは、政府の宣言の多くに懐疑的であるとされ、EUの気候変動政策や電力産業における石炭需要の激減を踏まえると、2049年までの炭鉱の操業が非現実的なことは明白であると指摘している。また、同協定では、2045年まで家庭用石炭ストーブの製造を許可する旨記載されているが、これは、各地域のスモッグ対策決議や今年から石炭ストーブへの補助金を廃止した政府の方針とも矛盾している。さらに、政府は来年からクリー

ンコール技術への投資を開始し、2029年に稼働させるとしている。なお、同協定は、欧州委員会の承認を得た上で実施される。

### 太陽光発電設備の急増【5月29日】

再生可能エネルギー研究所の報告書によると、2020年末時点において、ポーランドでは3,936MWの太陽光発電設備が稼働しており、これは前年比200%の増加であったとのことである。同年には、太陽光発電がエネルギー分野の投資対象として注目を集め、世界的に困難な時期に国内で95億ズロチの投資が実施され、35,000人の雇用を創出した。また、2020年の発電容量における太陽光発電の割合は1.5%であったが、2021年には3.5%、2025年には10%まで上昇すると同報告書では記載されている。同研究所は、2021年もポーランドの太陽光発電設備は同水準で増加すると予測している。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### **欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制



限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになっていきます。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。また、同3月20日からポーランド全域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。5月1日から段階的に制限措置が解除されており、商業施設やショッピング・モールが再開されたほか、野外におけるマスク着用義務が解除されました。また、5月14日からは飲食店や文化施設などの営業が条件付で再開されます。ポーランド政府は引き続き制限措置を段階的に緩和していく旨発表していますが、今後の感染症状次第で変更もあり得るとも言及していますので、引き続きご留意ください。国家警察本部がマスク着用義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584- 73 00、Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

**〔開催中〕** 展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びブロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細: <https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislaw-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

**〔予定〕** アートグラフィック展覧会「オリンピック競技」【6月8日～7月9日】

ワルシャワのポーランド・オリンピック委員会「GALERIA-1」にて、ワルシャワ美術大学友人協会主催によるアートグラフィック展覧会「オリンピック競技」が開催されます。入場は無料です。

開催場所: Centrum Olimpijskie - Polski Komitet Olimpijski, Galeria Centrum-1, Wybrzeże Gdynskie 4, 01-531 Warszawa

詳細: <https://fb.me/e/12iMkdY8P>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))